

**平成29年度
自治基本条例に係る本市の取組**

平成30年4月

茅ヶ崎市

はじめに

本市では、平成22（2010）年4月1日に、自治の基本理念やそれを実現するための制度等を定めた茅ヶ崎市自治基本条例を施行しました。

この条例を着実に推進するため、同年5月に、この条例に基づいて取り組むべき事務事業の内容及びスケジュールをまとめた「茅ヶ崎市自治基本条例施行に伴うアクション・プラン（平成22年度～平成24年度）」を策定し、その進行管理を行うとともに、毎年、その進捗状況を公表してきました。

また、自治基本条例が形骸化することのないよう、平成24（2012）年度及び平成28（2016）年度に同条例の検証を行いました。この検証を踏まえ、平成29（2017）年度以降に取り組むべき事項等をまとめた「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～平成32年度）」を平成29（2017）年3月に策定しました。この新たなアクション・プランにつきましても、進行管理を適切に行い、毎年、その進捗状況を公表してまいります。

本書は、このアクション・プランに掲げられている事項のうち平成29（2017）年度に取り組んだ内容をまとめたものです。

なお、平成29（2017）年度から平成32（2020）年度までの4年間の取組の内容及びスケジュールについては、「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～平成32年度）」をご覧ください。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）が、平成31年4月30日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和54年法律第43号）の規定による政令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

目 次

《第15条関係》-----	1
《第16条関係》-----	2
《第17条関係》-----	4
《第19条関係》-----	5
《第20条関係》-----	6
《第21条関係》-----	8
《第24条関係》-----	9
《第25条関係》-----	10
《第28条関係》-----	11
《第29条関係》-----	12
《新設規定の必要性に関する検討》-----	13

1 <<第15条（情報の管理）関係>>

・アクション・プラン15頁

・担当課：総務部文書法務課・文化生涯学習部文化生涯学習課

（アクション・プラン抜粋）

（仮称）公文書管理条例の制定

歴史的文書を統一的、体系的に整理・分類するとともに、当該文書の保存場所の確保に努めます。

また、（仮称）公文書管理条例の策定に向けた検討を行います。

アクション・プランに掲げられた平成29年度の実組

○（仮称）公文書管理条例の制定に向けた検討

歴史的文書の管理・保存の基準及び（仮称）公文書条例の策定に向けた検討を行います。

○ 電子文書の取扱いの検討

文書管理システムとの整合性、電子起案文書の取扱い等について、庁内関係課との検討を行います。

○（仮称）公文書管理条例の制定に向けた検討

既に公文書管理条例を施行した先進市への視察を行うとともに、（仮称）公文書管理条例の策定に向け、歴史的公文書選別基準の作成及びその取扱いに関する運用方法等について、検討を行いました。また、保管場所の確保に向け、既存施設の活用について関係課と協議を行いました。

○ 電子文書の取扱いの検討

他市における状況調査を踏まえ、保存期間が満了した電子文書の取扱いについて選別や保管方法など、改めて課題を整理し、検討しました。

2 <第16条（市民参加）関係>

- ・アクション・プラン17頁
- ・担当課：総務部市民自治推進課

（アクション・プラン抜粋）

(1) パブリックコメント手続の運用の適正化

パブリックコメント手続の実施や運用の流れについて、実施にふさわしい時期の認識や意見の扱い方、提案者への返答などを含めて、職員の認識を統一し、運用の適正化を図ります。

アクション・プランに掲げられた平成29年度の取組

○ パブリックコメント手続の適正な運用に係るマニュアルの策定・周知

パブリックコメント手続の適正な運用方法について、マニュアルを作成し、職員に周知します。

○ パブリックコメント手続の適正な運用に係るマニュアルの策定・周知

パブリックコメント手続の現行運用上の課題を把握・分析するため、実施済パブリックコメント手続の分析を行い、8月に県内18市に、施行時特例市及び先進自治体のうち23市を加えた41市を対象に調査を実施しました。

調査結果等の分析や、11月から12月にかけて実施した庁内調査により見えてきた実務現場で感じている意見や課題を踏まえ、パブリックコメント手続の運用の適正化を図るため、3月に作成した職員のための市民参加マニュアルに、実施手順や留意事項等を盛り込みました。

また、2月にパブリックコメント手続をはじめとした市民参加に関する職員研修を実施し、職員の意識向上に取り組みました。

なお、取組結果については、パブリックコメント手続の運用の適正化に関する必要事項を市ホームページに掲載します。

3 <第16条（市民参加）関係>

- ・アクション・プラン18頁
- ・担当課：総務部市民自治推進課

（アクション・プラン抜粋）

(2) 市民参加における審議会の位置づけの検討

審議会を構成する委員の選任や、その会議等について、市民参加との関係性を検討します。

アクション・プランに掲げられた平成29年度の取組

○ 市民参加における審議会の位置づけの検討

審議会を構成する市民委員の選任及びその会議等について、市民参加との関係性を検討します。

○ 市民参加における審議会の位置づけの検討

市民参加における審議会の位置づけについて、8月に県内18市に、施行時特例市及び先進自治体のうち23市を加えた41市を対象に調査を実施し、分析した結果、「位置づけている」と回答した市が20（公募の市民委員が含まれる場合に限る4市を含む）、「位置づけていない」と回答した市が19、「その他」と回答した市が2となり、現状を把握することができました。

また、10月に市民参加に関するワークショップを開催し、市民意見の把握に努めるとともに、学識経験者から意見を聴取し、整理検討を加えた結果、市長等が実施する市民参加の方法として「審議会等の委員への市民の選任」を位置づける、現行の考え方を継続することとしました。

なお、この考え方については、市ホームページへの掲載に加えて、3月に作成した職員のための市民参加マニュアルに盛り込みました。

4 ≪第 17 条（政策法務等）関係≫

- ・アクション・プラン19頁
- ・担当課：総務部行政総務課・文書法務課

（アクション・プラン抜粋）

自治基本条例の趣旨にのっとり条例等の体系的な整備

自治基本条例の趣旨にのっとり、市の条例等を体系的に整備します。

アクション・プランに掲げられた平成29年度の実施

○ 条例等の体系的整備の方法の検討

条例等を体系的に整備するための方法について、検討を行います。

○ 条例等の体系的整備の検討

自治基本条例の趣旨にのっとり条例等の体系的整備について、28年度に実施した自治基本条例の検証における市民及び学識経験者の意見を踏まえ、条例等の体系的整備に取り組んでいる事例を収集し、課題等を検討しました。

自治基本条例に最高規範性を持たせている等、自治体ごとに自治基本条例の持つ性質や規定内容が異なるため、本市の条例等の体系的整備を行う上で、どういう視点に立ってどのように整理していくか等、課題の整理に時間を要することから、30年度も引き続き情報収集を行いながら検討を継続します。

5 <第 19 条（財政運営等）関係>

- ・アクション・プラン 21 頁
- ・担当課：財務部財政課・企画部企画経営課

（アクション・プラン抜粋）

発生主義会計を取り入れた財務 4 表の公表・財務 4 表の活用の検討

発生主義会計を取り入れた財務 4 表を公表するとともに、その活用方法を検討します。

アクション・プランに掲げられた平成 29 年度の取組

- 発生主義会計を取り入れた財務 4 表の公表・財務 4 表の活用に関する先進事例の調査・課題の整理

前年度決算に基づいて財務 4 表を作成し、公表します。併せて他自治体における財務 4 表の活用事例を調査します。

- 発生主義会計を取り入れた財務 4 表の公表・財務 4 表の活用に関する先進事例の調査・課題の整理

27 年度末時点を基準として整備した固定資産台帳について、28 年度内の固定資産の増減を庁内に照会するとともに、増減内容を精査し、固定資産台帳の更新を行いました。

また、整備した固定資産台帳を基に、減価償却費を算出し、統一的な基準による財務 4 表の作成及び包括年次報告書の作成を行いました。

財務 4 表の活用に関する調査研究については、29 年度は、参考となる同規模他自治体の資料が少なかったため、30 年度も引き続き情報収集を行い、研究を進めます。

6 ≪第20条（行政評価）関係≫

- ・アクション・プラン23頁
- ・担当課：企画部企画経営課・行政改革推進室・財務部財政課

（アクション・プラン抜粋）

(1) 評価結果の予算への反映方法の改善

行政評価の結果をより効果的に予算編成に反映させる方法を検討します。

アクション・プランに掲げられた平成29年度の実施

○ 現状における課題の整理・先進事例の調査

評価結果の反映方法や時期について、先進自治体等の事例を調査します。

○ 現状における課題の整理・先進事例の調査

総合計画第4次実施計画の事業要求に際して、既存の業務棚卸評価における業務改善や見直しといった事務改善の検討に関する要素を要求書に盛り込み、事業要求と事務改善を同時に実施することとしました。

28年度の事務事業評価結果を9月に公表するとともに、30年度予算編成方針においては、事務事業評価表及び実施計画事業要求書における検討事項等を有効に活用し、予算要求に反映させることとしました。

行政評価の仕組みの検討については、コンサルティングを受けながら、評価結果が改善につながるような仕組みづくりについて検討を行いました。

7 <<第 20 条（行政評価）関係>>

- ・アクション・プラン 24 頁
- ・担当課：企画部企画経営課

（アクション・プラン抜粋）

(2) 外部視点を取り入れた評価方法の検討・適切な目標設定

茅ヶ崎市総合計画（計画期間：平成 23 年度から平成 32 年度まで）の評価をモデルとして、行政評価への外部視点の導入手法を検討します。
併せて適切な目標設定のあり方について検討を行います。

アクション・プランに掲げられた平成 29 年度の取組

- **行政評価への外部視点の導入に関する先進事例の調査**
行政評価に外部視点を導入している自治体の有無やその手法について調査します。
- **指標設定に関するマニュアルの作成**
適切な指標設定に向けたマニュアルを作成します。

○ 行政評価への外部視点の導入に関する先進事例の調査

行政評価への外部視点の導入に関する先進的な事例について、情報収集を行いました。

○ 指標設定に関するマニュアルの作成

総合計画第 4 次実施計画の策定作業の中で、施策目標について、改めて検討を行い、必要な見直しを行いました。

8 <第 21 条(行政手続)関係>

- ・アクション・プラン 25 頁
- ・担当課：総務部文書法務課

(アクション・プラン抜粋)

審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表
各課において設定し、窓口で公表している審査基準等（審査基準、処分基準及び標準処理期間）を市ホームページで公表します。

アクション・プランに掲げられた平成29年度の実組

○ 公表する手法について検討・既存の審査基準等の点検

市ホームページでの公表の手法を検討するとともに、既存の審査基準等の点検を行います。

○ 公表する手法について検討・既存の審査基準等の点検

審査基準等を公表する手法について引き続き検討するとともに、既存の審査基準等の点検を12月に開始しました。

9 <第24条（職員通報）関係>

- ・アクション・プラン28頁
- ・担当課：総務部行政総務課

(アクション・プラン抜粋)

通報事例集の作成

通報しやすさという観点から、職員通報の対象となる事例について事例集を作成し、職員への職員通報制度の周知を図ります。

アクション・プランに掲げられた平成29年度取組

○ 職員通報の対象となる事例集の作成

職員通報の対象となる市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実について、他自治体での事例などを調査し、事例集を作成します。

○ 職員通報の対象となる事例集の作成

職員通報制度に関する職員の理解をさらに深めるための通報事例集を作成するため、通報対象事例の整理・検討を行い、通報事例集に掲載する通報事例をまとめましたが、職員通報制度については、1つの冊子で誰もが理解できることが重要であると考え、整理した通報事例に加え、本市の職員通報制度の概要や、過去の相談・通報実績等を記載した「茅ヶ崎市職員通報制度の手引」を、当初の通報事例集に代わるものとして作成しました。

10 <<第25条（コミュニティ）関係>>

- ・アクション・プラン29頁
- ・担当課：総務部行政総務課・市民自治推進課

(アクション・プラン抜粋)

コミュニティに関する規定の見直しの検討

コミュニティの結成目的に関わらず、公益の増進を図る活動自体を尊重する旨を、より分かりやすく規定することについて検討します。

アクション・プランに掲げられた平成29年度の取組

○ 規定内容の検討

コミュニティに関する規定内容について、より分かりやすいものとなるよう検討を行います。

○ 規定内容の検討

コミュニティに関し、自治基本条例制定当時の考え方やこれまでの検証の経緯を踏まえ、規定内容の整理を行いました。

その中で、第25条第1項は、コミュニティが活動を通じて地域に貢献しているのであれば、そのコミュニティは地域の自治の推進にとって重要な存在であり、地域の自治の担い手となることから、その活動も尊重されるべきであるという理念を規定している条項であると再確認しました。

また、このように整理することで、第25条第1項の解釈としては、十分条文の意に沿ったものであるため、条文を改正する必要はないものとししました。

なお、逐条解説については、より条文の趣旨に沿った表現となるよう次のとおり改めます。

改訂（案）	現行
【説明】 1 第1項では、市民及び市は、自治会、地区社会福祉協議会など公益的な活動を行う団体はもとより、市民により自主的に形成された公益の増進に取り組む集団が地域の自治の推進にとって重要な存在であることを認識し、その集団が行う公益の増進に取り組む活動を尊重しなければならないことを定めています。 2 略 3 略	【説明】 1 第1項では、市民及び市は、自治会等、地区社会福祉協議会、NPOなど、市民により自主的に形成された集団が行う公益の増進に取り組む活動を尊重しなければならないことを定めています。 2 略 3 略

11 <<第28条関係>>

- ・アクション・プラン32頁
- ・担当課：総務部行政総務課

(アクション・プラン抜粋)

住民投票制度のあり方の検討
住民投票制度の調査・研究を行います。

アクション・プランに掲げられた平成29年度の実施

- 住民投票制度の調査・研究
住民投票の実施状況や、住民投票条例の制定状況等の調査・研究を行います。

○ 住民投票制度の調査・研究

他自治体での住民投票の実施状況や常設型住民投票条例の制定状況など、昨今の住民投票制度を取り巻く全国の状況について調査を行いました。

12 <第29条関係>

・アクション・プラン33頁

・担当課：総務部行政総務課・企画部秘書広報課・文化生涯学習部男女共同参画課

(アクション・プラン抜粋)

国際交流に関する考え方の整理

第29条における国際社会との連携・協力と国際交流との関係の考え方を整理します。

アクション・プランに掲げられた平成29年度の取組

○ 国際社会との連携・協力と国際交流の関係の考え方の整理

国際社会との連携・協力と国際交流の関係の考え方について、関係課と協議し、考え方を整理します。

○ 国際社会との連携・協力と国際交流の関係の考え方の整理

他自治体の自治基本条例の規定内容の調査を行うとともに、国際交流に関する基本的な考え方と本市の取組について整理しました。

第29条第2項は、地域の課題解決のための有効な取組としての連携・協力について規定していますが、国際交流については、それ自体は地域の課題解決のための直接的な取組ではなく、国際社会との連携を効果的に推進するための基礎となるものであると整理したことから、条文や逐条解説への追記は不要としました。

13 《新設規定の必要性に関する検討》

・アクション・プラン36頁

・担当課：総務部行政総務課・市民安全部防災対策課

(アクション・プラン抜粋)

「危機管理」規定の必要性に関する検討

平成24年度に実施した検証作業において検討した、市における危機管理体制の整備又は充実に関する規定の新設について、改めて、自治基本条例と危機管理との関係を整理し、自治基本条例に「危機管理」に関する規定を設けることの是非について検討します。

アクション・プランに掲げられた平成29年度の取組

○「危機管理」規定の必要性に関する検討

危機管理に関する規定について他自治体の事例等の調査を行うとともに、本市における自治基本条例と危機管理との関係について整理し、規定の新設について検討します。

○「危機管理」規定の必要性に関する検討

自治基本条例への「危機管理」を規定することについて、他自治体の「危機管理」に関する規定内容等の調査・研究を行うとともに、県内自治体への聞き取りを行いました。

25年4月1日から29年4月1日までの間に自治基本条例を策定した88自治体のうち、42自治体で「危機管理」に関する規定がありました。内容を確認すると、発災時に備えた平時の対応について規定しているもの、発災時における関係者との連携等の対応について規定しているもの、その双方を規定しているものに分類できます。また、それらについて、市の行動規範のみを規定している自治体と市民を含めて行動規範を規定している自治体に分類することができます。

「危機管理」に関する規定のある自治基本条例を施行している県内3自治体への聞き取りでは、「住民の身体、生命を守り、安全で安心な生活を確保することが、行政の基本的かつ重要な役割である」、「安全・安心対策は生活を行う上での基本であり、自治を進める上での基本である」、「発災時には自助・共助により安全確保に努めることが大切である」との理由で規定していることを確認しました。

このように、自治基本条例と「危機管理」との関係性を整理し、既に「危機管理」に関する規定をしている自治体の考え方を確認しました。

第25条関係 コミュニティに関する規定内容の見直しの検討結果について

1 検討の目的

自治基本条例制定当時の考え方やこれまでの検証の経緯を踏まえ、第25条（コミュニティ）の規定にある「公益の増進に取り組むコミュニティ」の定義を明確にすることを目的とするものです。

2 検討に至った背景

平成28年度に実施した検証の中で、学識経験者から「公益の増進に取り組むコミュニティの活動について、コミュニティの結成目的に関わらず、公益の増進を図る活動自体を尊重する旨を逐条解説に記述したということであれば、この第1項の趣旨をより明確にするため、条文の見直しについても検討が必要である。」との意見があり、自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～平成32年度）に位置づけたものです。

これは、平成24年度の検証の際に、コミュニティの設立目的に関わらず、公益の増進を図る活動自体を尊重する考え方を明確にするため、第25条第1項の逐条解説を改訂したことにより、同項の「尊重しなければならない」対象が、「コミュニティ」なのか、「活動」なのかが不明瞭になってしまったことによるものです。

3 第25条（コミュニティ）に関する過去の検討経過

(1) 平成24年自治基本条例内部検証における条文改正の検討

平成24年度に実施した内部検証において、条文の一部改正が検討されました。

第25条第1項には、公益の増進に取り組むコミュニティの活動を尊重する旨が規定されていますが、当時の逐条解説では、私的な趣味のクラブ等は公益の増進に取り組むコミュニティからは除かれる旨の記述がありました。

しかしながら、現実的には私的な趣味のクラブなどの共益的団体が公益の増進に取り組んでいるケースも多く見られ、そうした団体の活動を尊重の対象としないとする解釈の余地があることから、コミュニティの結成目的ではなく、実際の活動内容に着目するよう、規定の改正が必要ではないかとの意見がありました。

(2) 平成24年度検証における学識経験者意見

(1)の内部検証の意見に対し、学識経験者からは、「現在の条文でも、様々な目的をもって活動しているコミュニティがあり、当該コミュニティが公益の増進に取り組んでいるのであれば、公益の増進に取り組むコミュニティに該当するという解釈が成り立つため、条文を改正する必要はない。」という助言を受けました。

(3) 平成24年度自治基本条例検証結果

第25条の規定は、公益の増進に取り組むコミュニティが地域における自治の担い手であるという認識の下、市と市民はその活動を尊重すること（第1項）、市民はその活動に参加し、又は協力するよう努めること（第2項）及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティから出された意見や提案等を検討し、市政に反映させるよう努めること（第3項）が定められています。自治基本条例は、自治の推進を目的とするものであることからこの規定は適切であり、条文を改正する必要はないとの結論に達しました。

しかし、同条の規定は、コミュニティの結成目的に関わらず、当該コミュニティが客観的に公益の増進を図る取組を行っている場合には、「公益の増進に取り組むコミュニティ」となるため、解釈に誤解が生じないように、次のとおり逐条解説を改訂することとしました。

改訂版（平成26年6月）	旧版
<p>【説明】</p> <p>1 第1項では、市民及び市は、自治会等、地区社会福祉協議会、NPOなど、市民により自主的に形成された集団が行う公益の増進に取り組む活動を尊重しなければならないことを定めています。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>【説明】</p> <p>1 第1項は、公益の増進に取り組む自治会、地区社会福祉協議会、NPOなどのコミュニティの活動を尊重しなければならないことを定めています。</p> <p>本項では、「市民により自主的に形成された集団又はつながり」を「コミュニティ」と定義していることから、ここでの「コミュニティ」には私的な趣味のクラブ等も含まれることとなります。</p> <p>しかしながら、自治基本条例は、自治の推進を目的とするものですから、本項では、不特定かつ多数のものの利益である「公益」の増進に取り組んでいるコミュニティについて規定することとし、コミュニティのうち、私的な趣味のクラブ等については対象としていません。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

4 検討の結果

28年度の検証では、第25条第1項の「尊重しなければならない」対象は、「コミュニティ」なのか、「活動」なのか不明瞭であるとの意見がありました。

第25条の「コミュニティ」とは、定義にあるとおり「市民により自主的に形成

された集団又はつながり」のことです。

また「公益」とは、一般的に不特定かつ多数のものの利益を意味し、その概念を一律に捉えることは困難ですが、自治基本条例の趣旨である自治の推進を図るということを念頭に置いたときに、コミュニティが行う活動が地域に貢献するものであれば、その活動は広い意味での公益に含まれるということが出来ます。

したがって、同条に規定する「公益の増進に取り組むコミュニティ」とは、「一定の地域内の不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動を行っている集団」のことを意味します。

具体的には、自治会、地区社会福祉協議会などの公益の増進を目的として結成された集団はもとより、共益的団体（例えば、私的な趣味のクラブやサークル）が、活動を通じて地域に貢献しているのであれば、公益の増進に取り組むコミュニティであると解釈することが出来ます。

つまり、同条第1項は、コミュニティが、地域のために活動を行っているのであれば、そのコミュニティは地域の自治の推進にとって重要な存在であり、地域の自治の担い手となり得ることから、その活動も尊重されるべきであるという理念を規定しているものです。

条文の一部改正も含め検討を行いました。このように整理することで、第25条第1項の解釈としては十分条文の意に沿ったものであるため、条文の改正の必要はないと考えます。

しかし、現在の逐条解説では、第1項は、公益の増進に取り組むコミュニティの「活動」のみに着目した規定であると誤解が生ずる余地があるため、次のとおり改訂することとします。

改訂案	現行
<p>【説明】</p> <p>1 第1項では、市民及び市は、自治会、地区社会福祉協議会など公益的な活動を行う集団はもとより、市民により自主的に形成された公益の増進に取り組む集団が地域の自治の推進にとって重要な存在であることを認識し、その集団が行う公益の増進に取り組む活動を尊重しなければならないことを定めています。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>【説明】</p> <p>1 第1項では、市民及び市は、自治会等、地区社会福祉協議会、NPOなど、市民により自主的に形成された集団が行う公益の増進に取り組む活動を尊重しなければならないことを定めています。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

第29条第2項の考え方について

1 検討の背景・目的

自治基本条例（以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、平成28年に実施した検証において、学識経験者から「第29条（第2項）で定める連携には、国際交流についての記述はない。国際連携と国際交流について、一度考え方を整理する必要があるのではないか。」という旨の意見をいただきました。

これを受け、自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～平成32年度）に国際交流に関する考え方の整理を位置づけ、自治基本条例における国際社会との連携・協力と国際交流との関係の考え方を整理しました。

2 自治基本条例第29条第2項の考え方

茅ヶ崎市自治基本条例抜粋

第29条第2項

市は、地域の課題の解決に国際社会の取組が密接な関係を有していることに鑑み、必要に応じて、国際社会との連携又は協力を推進するよう努めるものとする。

茅ヶ崎市自治基本条例 逐条解説抜粋

2 第2項では、地球温暖化対策など茅ヶ崎市における課題の解決と国際社会における取組とが密接に関係している場合もあることから、市は、必要に応じて、国際社会との連携、協力の推進に努めることについて定めています。

なお、「国際社会」とは、国際連合やその専門機関などの国際機関、外国の政府や地方自治体のほか、国際赤十字などの国際的な非政府組織などをいいます。

第29条第2項の国際社会との連携・協力は常に想定されるものではありませんが、地域の課題を解決するための有効な取組であり、今後もますます重要性が増すことが予想されますので、課題の解決に当たっては、国際社会との連携・協力の可能性にも留意する必要があるとの考え方を示したものです。

3 国際交流に関する基本的な考え方と本市の取組

国際交流とは、一般的に海外自治体等と友好交流を図ることで、人的交流、文化交流、地域経済交流など様々な形態があり、その効果としては、交流の過程における外国語の習得のほか、国際感覚の育成、多角的・多面的な価値観の獲得などが挙げられます。

国際化の進展に伴い、国は、「自治体における国際化施策」として、「国際交流」のほか「国際協力」と「多文化共生」を重要な3つの柱と位置付けています。

国際交流と国際協力が各自治体の状況に応じた施策であるのに対し、多文化共生

は、地域内の国際化を推進するもので、多様な文化や価値観、個性を理解し尊重することにより、地域の外国人と共生していくことを目的とする施策で、全国的な取組です。

本市においても、総合計画の施策目標として「国際化に対応した行政サービスの提供と地域交流の支援」と「都市交流の推進」を掲げて、「多文化共生のまちづくり」を推進しています。

具体的には、市民団体と連携しながら、市内在住の外国人や海外の人々との交流活動、外国人による日本語スピーチコンテストなどの地域での交流支援や外国人市民が地域で安心して生活が送れるよう、多言語による情報提供、日本語学習活動の支援、地域での国際理解講座などを行っています。

また、本市は、アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市・郡との間で、共通の風土と文化を有する両市が一層の相互理解と敬意を深め、関係を未来の世代に継承していくことを目的として、平成26年10月24日に姉妹都市友好協定を締結しました。

姉妹都市提携は、自治体における国際交流の典型的な手法の一つで、姉妹都市との交流により、国際感覚を養う機会を創出し、異文化を理解し多様性を受け入れる「多文化共生のまちづくり」にもつながるものです。

4 自治基本条例の改正及び逐条解説改訂の必要性の検討

国際社会との連携・協力と国際交流の関係については、国際社会との連携・協力が、地域の課題解決のための有効な取組であるのに対し、国際交流は、異文化を理解することで地域の課題について新たな視点からの発想により解決の糸口を見出す可能性が想定されるものの、地域の課題解決のための直接的な取組ではなく、国際社会との連携・協力を効果的に推進するための基礎となるものという整理ができます。

以上のことから、地域の課題解決のために国際社会との連携・協力を推進するよう努める旨を規定している第29項第2項の条文及び逐条解説に、国際交流についての記述を加える必要はないと考えます。